

<別紙1>

介護老人保健施設晃南

短期入所療養介護 重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設晃南
・開設年月日	平成9年7月18日
・所在地	栃木県小山市乙女795
・電話番号	0285-45-8225
・ファックス番号	0285-45-8291
・管理者名	小井田 時廣
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (0950880054 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することまた、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。
この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設晃南の運営方針]

利用者が早期に生活自立を達成し、家庭に復帰することを支援するために、人間性を尊重した家庭的で明るい雰囲気のなかで安心して療養していただけるように処遇に万全を期す。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上のお世話を行い利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 施設職員の勤務体制（令和7年4月1日現在）

当施設の従業者の職種、員数及び勤務体制は、次のとおりである。必置職については法令の定めるところによる。

従業者の職種	人数	常勤		非常勤		職務内容
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長／管理者	1		1			施設の運営・統括
副施設長	1		1			施設の運営・統括
医師	2		2			利用者の療養指導
事務職員	2		2			庶務・会計管理
薬剤師	1		1			利用者の服薬指導
看護職員	7	6	1			利用者の看護
介護職員	26	20		6		利用者の介護
介護支援専門員	2	1	1			ケアプラン作成
支援相談員	3	3				相談援助業務
理学療法士	2		2			理学療法の実施
作業療法士	2		2			作業療法の実施
言語聴覚士	1		1			言語聴覚訓練の実施
管理栄養士	2	1	1			利用者の栄養管理
歯科衛生士	1	1				利用者の口腔衛生管理
アテンド	4			4		利用者の援助業務

4. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
副施設長	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
医師	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
事務職員	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
薬剤師	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
看護職員	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
介護職員	早番（7：00～16：00） 日勤（8：00～17：00） 遅番（10：00～19：00） 夜勤（17：00～9：00）
支援相談員	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
理学療法士	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
作業療法士	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
管理栄養士	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
歯科衛生士	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務

- (4) 入所定員等 ・定員 70 名
 ・療養室 個室：2 室、2 人室：2 室、4 人室：16 室

- (5) 通所定員 85 名

- (6) 通常の送迎の実施地域

小山市、野木町、栃木市、結城市、古河市

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8 時 00 分～10 時 00 分迄ご自由にお召し上がりいただけます。
昼食 12 時 00 分～14 時 00 分迄ご自由にお召し上がりいただけます。
夕食 17 時 00 分～19 時 00 分迄ご自由にお召し上がりいただけます。
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に 2 回ご利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則月 1 回実施します。）
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑬ 行政手続き代行
- ⑭ その他

＊ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- | | |
|-------|--------------|
| ・名 称 | 光南病院 |
| ・住 所 | 小山市乙女 795 |
| ・電話番号 | 0285-45-8225 |

・協力歯科医療機関

- | | |
|-------|--------------|
| ・名 称 | 小豆畑歯科医院 |
| ・住 所 | 小山市間々田 1138 |
| ・電話番号 | 0285-45-0123 |

◇ 緊急時の対応

利用者様の症状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医より協力医療機関または関係医療機関に連絡の上対応いたします。

※緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・介護保険証の確認 ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- ・面会 午前9時から午後8時までです。面会簿にご記入ください。
- ・外出・外泊 外出外泊届に行き先と帰宅時間をご記入ください。
- ・火気の取扱い 居室内ではご遠慮願います。
- ・設備・備品の利用 本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用によって破損等が生じた場合弁償していただくことがございます。
- ・所持品・備品等の持ち込み 必要最低限度でお願いします（携帯電話の持ち込みも可能です）。
- ・金銭・貴重品の管理 本人の責任が持てる程度でお願いします。
- ・外泊時等の施設外での受診 管理できない方は小額であればお預かりいたします。
- ・宗教活動 かならず施設に報告してください。情報提供書をお持ちいただく必要がございます。
- ・ペットの持ち込み 施設内ではご遠慮願います。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防災扉
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 相談窓口

当施設には支援相談の専門員として社会福祉士が常時勤務していますので、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能なかぎり必要な援助を行うよう努めます。お気軽にご相談ください。

（ 苦情受付担当者 鈴木 友里 高橋 絢乃 熊谷 羽菜 ）

苦情等の申し立て

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、事務所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用くだされば、直接管理者が対応させていただきます。

（ 苦情解決責任者 木村 透 ）

8. 高齢者虐待の防止

当施設では、高齢者虐待防止を推進するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定め、虐待の発生又はその再発を防止するよう努めていきます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供等により事故が発生した場合、利用者様に対し必要な処置を行います。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

5. 利用料金

(1) 基本料金

<在宅強化型 多床室>

要介護度	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	914 円	1,829 円	2,743 円
要介護 2	992 円	1,985 円	2,978 円
要介護 3	1,058 円	2,117 円	3,175 円
要介護 4	1,117 円	2,234 円	3,352 円
要介護 5	1,177 円	2,354 円	3,531 円

<在宅強化型 個室>

要介護度	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	830 円	1,660 円	2,491 円
要介護 2	905 円	1,811 円	2,716 円
要介護 3	971 円	1,942 円	2,914 円
要介護 4	1,031 円	2,062 円	3,093 円
要介護 5	1,089 円	2,178 円	3,267 円

<特定短期入所療養介護費（日帰り利用）>

利用時間	1 割負担	2 割負担	3 割負担
3 時間以上 4 時間未満	673 円	1,346 円	2,019 円
4 時間以上 6 時間未満	939 円	1,879 円	2,819 円
6 時間以上 8 時間未満	1,314 円	2,628 円	3,942 円

(2) 加算に関わるもの（おむつ代は基本サービス費に含まれます。別途徴収はありません）

加算名	1 割負担	2 割負担	3 割負担
総合医学管理加算	278 円／日	567 円／日	836 円／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51 円／日	103 円／日	155 円／日
口腔連携強化加算	50 円／回	101 円／回	152 円／回
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	101 円／月	202 円／月	304 円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円／月	20 円／月	30 円／月
夜勤職員配置加算	24 円／日	48 円／日	73 円／日
個別リハビリテーション実施加算	243 円／日	486 円／日	730 円／日
認知症ケア加算	77 円／日	154 円／日	231 円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	202 円／日	405 円／日	608 円／日
緊急短期入所受入加算	91 円／日	182 円／日	273 円／日
重度療養管理加算	121 円／日	243 円／日	365 円／日
若年性認知症利用者受入加算	121 円／日	243 円／日	365 円／日
利用者に対して送迎を行う場合（片道）	186 円	373 円	554 円
療養食加算	8 円／回	16 円／回	24 円／回
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円／日	6 円／日	9 円／日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円／日	8 円／日	12 円／日
緊急時治療管理	525 円／日	1,050 円／日	1,575 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円／日	44 円／日	66 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円／日	36 円／日	54 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円／日	12 円／日	18 円／日

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 7.5%		
---------------	-------------	--	--

(3) 法定外にかかる自費負担について

- ①食費 朝食 550 円
 昼食 550 円
 夕食 880 円
- ②居住費 多床室 437 円／日
 個室 1,728 円／日

③日用品費 300 円／日

(内訳)

シャンプー30 円、ボディソープ 30 円、ティッシュペーパー15 円、ペーパータオル 20 円、
 おしぼりタオル 25 円、バスタオル 70 円、フェイスタオル 30 円、整容用品（剃刀等）40 円、
 口腔衛生用品 40 円

④教養娯楽費 300 円／日

(内訳)

遊具・レクリエーション材料・工作材料・文房具 150 円、
 映像・音響（カラオケ、ビデオ、新聞、雑誌）150 円

(4) その他の料金

- ① 理美容代 実費（別途資料をご覧ください。）
- ② その他 （ 実費 ）
 施設内喫茶・売店コーナーにての買い物、飲食にかかった経費。

(5) 支払い方法

- ・毎月 11 日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払いください。
 お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、直接施設にてお支払いいただくか、現金書留による郵送の方法から選択いただけます。